

### 次期基本計画の骨子案

#### 第1章 策定にあたって

##### 1 策定の目的

- ・文化芸術の意義、定義
- ・現基本計画（第3期）の後継として、文化芸術基本法及び障害者文化芸術活動推進法に基づき、市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定

##### 2 計画の位置づけ

- ・久留米市総合計画（令和8年度策定予定）を上位計画とし、文化芸術分野の個別計画として策定

##### 3 計画期間

- ・令和8年度～令和12年度（5年間）
- ※市総合計画（前期基本計画）の計画期間とあわせる

#### 第2章 久留米市の文化政策を取り巻く状況

##### 1 国の動向

- ・文化芸術基本法及び第2期文化芸術推進基本計画（令和5～9年度）
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び障害者文化芸術活動推進基本計画第2期（令和5～9年度）
- ・文化観光推進法の制定（令和2年）
- ・文化財保護法一部改正（令和3年）

##### 2 社会環境の変化

- ・人口減少と少子高齢化 →文化芸術の担い手不足、鑑賞者など需要の減少
- ・国際化、グローバル化の進展
- ・デジタル化の進展→情報発信の多様化
- ・文化芸術が果たす役割が増大 →生きる喜びや誇り、人と人とのつながり等
- ・SDGs への視点

##### 3 市の文化政策の現状と課題

- ・現計画の総括目標の達成状況（市民の文化芸術の鑑賞・活動状況の調査結果）
- ・現計画に基づく主な取組みの成果と課題
- ・久留米市らしい文化芸術、久留米の強み
- ・市民やこどもの声（市民意識調査、各種アンケート等）

#### 第3章 計画の方向性

##### 1 策定にあたっての視点

- ・久留米市文化芸術振興条例や現基本計画の基本理念を引き継ぐ
- ・コロナ禍を経て再認識された文化芸術が持つ力をより発揮できるような、「市民が主体」の「楽しい」まちづくりの計画とする

#### 2 基本理念

市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米

**3 目指すまちの姿** →総合計画の目標と共通とした上で、「基本理念・基本方針が実現されたまち」という意味で設定しない

※現計画：「久留米シティプラザや美術館などの文化施設や暮らしの身近な場所で、様々な文化芸術を鑑賞したり、活動したりする人が増え、心豊かな市民生活を創造するまち」

#### 4 基本方針

基本方針1	文化芸術を	楽しむ
基本方針2	文化芸術を	育てる・支える
基本方針3	文化芸術を	守る・つなぐ
基本方針4	文化芸術を	活かす

#### 5 計画の体系

#### 第4章 基本施策・主な取組

※4つの方針毎に、**基本施策、施策の展開、主な取組**を位置づける

- 基本方針
  - 施策の方向
  - 施策の展開
  - 主な取組（事業）
- ※取組の具体的な内容は今後整理

#### 2 評価指標

##### 【全体】

次期総合計画・前期基本計画の目指す成果  
「心豊かに暮らしていると思う市民の割合」（市民意識調査）と共通

##### 【方針毎】①及び②を設定

- ①方針に基づく主な取組の代表的なものに、参考指標（数値指標）を設定
- ②重点施策のみ、成果目標（目標値あり）を設定

→全体と方針毎の指標の進捗を参考とし、計画全体を評価

#### 第5章 計画の推進

##### 1 推進体制

- ・市民や文化芸術団体、行政、（公財）久留米文化振興会、審議会の役割

##### 2 計画の進行管理

※ 4つの方針で、文化芸術振興の輪が  
広がっていくイメージ

